

第27号議案

春日市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月24日

春日市議会

議会運営委員会委員長 中原 智 昭

提案理由

現在の社会情勢及び議員活動の実態等に鑑み、より市民に開かれた議会を実現するとともに議会が担うべき役割及び責任を十分に果たすため、委員会活動の充実及び災害時等における業務継続計画を定めるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市議会基本条例の一部を改正する条例

春日市議会基本条例(平成21年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9章中第18条を第19条とする。

第9章を第10章とする。

第8章中第17条を第18条とする。

第8章を第9章とする。

第16条を次のように改める。

市議会は、災害時等においても、議会機能の維持に努めるものとする。

第16条に次の1項を加え、第7章中同条を第17条とする。

- 2 災害時等の議会の行動基準については、春日市議会業務継続計画に定める。

第7章を第8章とする。

第6章中第15条を第16条とする。

第6章を第7章とする。

第14条の次に次の章名及び1条を加える。

第6章 委員会の活動

第15条 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

- 2 委員会は、委員会審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 3 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的見識等をその討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 委員の派遣に当たっては、その目的が地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第2項から第4項までに定める調査及び審査並びに議会の政策立案機能の充実に資するものであることに十分に留意し、効果的に実施しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。